

令和5年第7回茂原市教育委員会会議（6月定例会）日程

日時：令和5年6月26日（月）15時～

場所：茂原市役所9階901・902会議室

1 開会宣言

2 会議録署名人の指名

3 会議事項

（議決事項）

議案第1号 茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部
を改正する規則の制定について

議案第2号 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を
改正する告示の制定について

（報告事項）

- 1 茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- 2 茂原市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱の報告について
- 3 茂原市青少年問題協議会委員の任命の報告について
- 4 令和5年度新任教頭の茂原市教育委員会会議の傍聴について
- 5 行事の共催、後援及び協賛について
- 6 令和5年第8回（7月定例会）及び第9回（8月定例会）茂原市教育委員会会議の日程について
- 7 その他

4 閉会宣言

議案第1号

茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部を改正
する規則の制定について

茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部を改正する規則を
次のように制定する。

令和5年6月26日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部を改正
する規則

(茂原市教育委員会行政組織規則の一部改正)

第1条 茂原市教育委員会行政組織規則(昭和47年茂原市教育委員会規則第5号)の一部
を次のように改正する。

第14条中「体育協会」を「スポーツ協会」に改める。

(茂原市市民体育館管理規則の一部改正)

第2条 茂原市市民体育館管理規則(昭和57年茂原市教育委員会規則第5号)の一部を次
のように改正する。

第13条第1項第5号中「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由 「茂原市体育協会」の「茂原市スポーツ協会」への名称変更に伴い、関係する規則について、一括して団体名称の改正をするものです。

茂原市教育委員会行政組織規則及び茂原市市民体育館管理規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
(第1条関係) 茂原市教育委員会行政組織規則新旧対照表	
<p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>(略)</p> <p>体育課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 社会体育の推進に関する事。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>(4) 社会体育施設の整備に関する事。</p> <p>(5) 体育事業の実施に関する事。</p> <p>(6) スポーツの相談及び指導に関する事。</p> <p>(7) <u>スポーツ協会</u>及びスポーツ団体の育成指導に関する事。</p> <p>(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。</p> <p>(9) スポーツ推進委員に関する事。</p> <p>(10) 学校施設開放に関する事。</p> <p>(11) その他社会体育の企画及び調整に関する事。</p>	<p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部</p> <p>(略)</p> <p>体育課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 社会体育の推進に関する事。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>(4) 社会体育施設の整備に関する事。</p> <p>(5) 体育事業の実施に関する事。</p> <p>(6) スポーツの相談及び指導に関する事。</p> <p>(7) <u>体育協会</u>及びスポーツ団体の育成指導に関する事。</p> <p>(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。</p> <p>(9) スポーツ推進委員に関する事。</p> <p>(10) 学校施設開放に関する事。</p> <p>(11) その他社会体育の企画及び調整に関する事。</p>
(第2条関係) 茂原市市民体育館管理規則新旧対照表	
<p>(使用料の減免)</p>	<p>(使用料の減免)</p>

改正後	現 行
<p>第13条 条例第8条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>茂原市スポーツ協会</u>又はその加盟団体が使用する場合 半額</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第13条 条例第8条の規定により使用料を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>茂原市体育協会</u>又はその加盟団体が使用する場合 半額</p> <p>(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

附 則 (令和5年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示の制定について

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように制定する。

令和5年6月26日提出

茂原市教育長 内 田 達 也

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示

(茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱の一部改正)

第1条 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱（平成28年茂原市教育委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

(茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第2条 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18年茂原市教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

(茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱の一部改正)

第3条 茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱（平成18年茂原市教育委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

提案理由 「茂原市体育協会」の「茂原市スポーツ協会」への名称変更に伴い、関係する要綱について、一括して団体名称の改正をするものです。

茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱等の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	現 行								
(第1条関係) 茂原市総合型地域スポーツクラブ設立検討委員会設置要綱新旧対照表									
<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる関係者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>茂原市スポーツ協会</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる関係者の中から教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) <u>茂原市体育協会</u></p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>3～6 (略)</p>								
(第2条関係) 茂原市社会教育センター使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱新旧対照表									
<p>(使用料の減免となる使用者及び減免割合)</p> <p>第2条 規則第12条第5号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体で使用する場合、教育委員会が定める割合</p>	<p>(使用料の減免となる使用者及び減免割合)</p> <p>第2条 規則第12条第5号に規定する特に教育委員会が必要と認める団体で使用する場合、教育委員会が定める割合</p>								
(略)									
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>茂原市スポーツ協会</u></td> <td style="width: 10%;">会長</td> <td style="width: 10%;">10割</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	<u>茂原市スポーツ協会</u>	会長	10割		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"><u>茂原市体育協会</u></td> <td style="width: 10%;">会長</td> <td style="width: 10%;">10割</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> </table>	<u>茂原市体育協会</u>	会長	10割	
<u>茂原市スポーツ協会</u>	会長	10割							
<u>茂原市体育協会</u>	会長	10割							
(略)									
2 (略)	2 (略)								

改正後

現 行

(第3条関係) 茂原市公民館使用料減免の対象者となる使用者に関する要綱新旧対照表

(使用料の減免となる使用者及び減免割合)

第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。

(使用料の減免となる使用者及び減免割合)

第2条 規則第17条第3号に規定する別に定める団体及び同条第5号に規定する団体及び減免割合は次の表のとおりとする。

(略)

(略)

3号	青少年相談員	責任者	10割		3号	青少年相談員	責任者	10割	
	P T A関係	会長	10割	長生郡茂原市P T A 連合会含む		P T A関係	会長	10割	長生郡茂原市P T A 連合会含む
	子ども会関係	会長	10割			子ども会関係	会長	10割	
	婦人会関係	会長	10割			婦人会関係	会長	10割	
	ボーイスカウト	会長	10割			ボーイスカウト	会長	10割	
	ガールスカウト	会長	10割			ガールスカウト	会長	10割	
	文化協会関係	会長	10割			文化協会関係	会長	10割	
	青少年育成茂原市民会議	会長	10割			青少年育成茂原市民会議	会長	10割	
	茂原少年少女発明クラブ	代表	10割			茂原少年少女発明クラブ	代表	10割	
	南総合合唱連盟	会長	10割			南総合合唱連盟	会長	10割	
	アマチュア無線クラブ	会長	10割			アマチュア無線クラブ	会長	10割	

改正後					現 行				
	茂原市レクリエーション協会	会長	10割			茂原市レクリエーション協会	会長	10割	
	茂原市スポーツ協会	会長	10割			茂原市体育協会	会長	10割	
	公民館連絡協議会	会長	10割			公民館連絡協議会	会長	10割	
	公民館自主グループ	代表者	5割			公民館自主グループ	代表者	5割	
(略)					(略)				
2 (略)					2 (略)				

附 則（令和5年〇月〇日茂原市教育委員会告示第〇号）

この告示は、公示の日から施行する。

報告事項 1

茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 5 日

茂原市長 田 中 豊 彦

茂原市告示第 9 4 号

茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱（平成16年茂原市告示第63号）の一部を次のように改正する。

第 2 条 第 1 号 中 「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

別表中「茂原市体育協会」を「茂原市スポーツ協会」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

茂原市社会体育関係団体事業補助金交付要綱の一部を改正する告示新旧対照表

改正後			現 行		
(交付の対象) 第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる社会体育関係団体等とする。 (1) <u>茂原市スポーツ協会</u> (2)・(3) (略)			(交付の対象) 第2条 補助金の交付の対象となる団体は、次に掲げる社会体育関係団体等とする。 (1) <u>茂原市体育協会</u> (2)・(3) (略)		
別表(第4条)			別表(第4条)		
(略)			(略)		
<u>茂原市スポーツ協会</u>	補助対象事業に要する経費のうち、市長が認めるもの	補助対象経費に対し、年額2,122,000円以内とする。	<u>茂原市体育協会</u>	補助対象事業に要する経費のうち、市長が認めるもの	補助対象経費に対し、年額2,122,000円以内とする。
茂原市スポーツ少年団		補助対象経費に対し、年額135,000円以内とする。	茂原市スポーツ少年団		補助対象経費に対し、年額135,000円以内とする。
社会体育の振興に寄与する公共的意義のある団体		市長が認める額	社会体育の振興に寄与する公共的意義のある団体		市長が認める額

附 則 (令和5年6月15日茂原市告示第94号)

この告示は、公示の日から施行する。

報告事項 5

行事の共催、後援及び協賛について

令和5年5月に教育委員会の共催、後援又は協賛を決定した行事について、次のとおり報告します

(用語の定義)

「共催」： 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。

「後援」： 行事の趣旨に賛同し、その開催を援助することをいう。

「協賛」： 行事の趣旨に賛同することをいう。

※「行事の共催、後援及び協賛に関する規程」(平成12年教育委員会訓令第3号)より

「共催」

開催期間					担当課	行事名	主催者
月	日		月	日			
8	1	～	8	19	美術館・郷土資料館	第37回 茂原市書道協会展	茂原市書道協会
10	31				学校教育課	第55回千葉県算数・数学教育研究大会長生大会	長生教育研究会算数・数学教育研究部

令和 5 年第 8 回茂原市教育委員会会議日程
(7 月定例会)

日時：7 月 26 日 (水) 15:00～
場所：市役所 9 階 901・902 会議室

令和 5 年第 9 回茂原市教育委員会会議日程
(8 月定例会)

日時：8 月 23 日 (水) 15:00～
場所：市役所 9 階 901・902 会議室